
プロジェクト リース

項目 現行のリース適用指針における経過措置の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現行のリース適用指針を定めたときの経過措置について、改正リース会計基準等においても継続するか否かについて検討することを目的としている。本資料で扱う経過措置以外の改正リース会計基準等への移行に伴う経過措置については今後の検討を予定している¹。

II. 現行のリース適用指針における経過措置の検討

2. 現行のリース適用指針は、現行のリース会計基準等が 2007 年に改正された際の経過措置を定めており、直近の財務諸表において当該経過措置を適用している旨を開示している企業数は、事務局が確認した限り、多くはないものの確認されている。
3. 2007 年のリース会計基準等の改正前の会計基準においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用することが認められていた。2007 年改正において、借手及び貸手について、所有権移転外ファイナンス・リースについても通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を採用した。
4. 2007 年のリース会計基準等は、リース取引開始日が 2007 年改正の適用初年度開始前のリース取引について、借手については本資料第 5 項、貸手については本資料第 6 項のとおり経過措置を定めている。

適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱い（借手）

5. 現行のリース適用指針は、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の会計処理について、次のいずれかの方法を採用することができるとしている（リース適用指針第 77 項から第 79 項）。

(1) リース適用指針第 77 項

2007 年のリース会計基準等に定める方法により会計処理し、変更による適用

¹ 現行のリース適用指針における経過措置を継続しない場合にも、今後検討を予定している改正リース会計基準等への移行に伴う経過措置の対象になる。

初年度の期首までの損益に係る累積的影響額を特別損益とする。

(2) リース適用指針第 78 項

会計基準適用初年度の前年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）をリース資産及びリース債務として計上する。利息相当額控除後でリース資産及びリース債務を計上する場合、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。リース取引開始日が適用初年度前のセール・アンド・リースバック取引について計上されている長期前払費用又は長期前受収益について、適用初年度開始前に実施されていた会計処理を継続する。

(3) リース適用指針第 79 項

引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った上で、次の事項を開示する。

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
- ② 未経過リース料期末残高相当額等
- ③ 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱い（貸手）

6. 現行のリース適用指針は、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸手の会計処理について、次のいずれかの方法を採用することができる（リース適用指針第 80 項から第 83 項）。

(1) リース適用指針第 80 項

2007 年のリース会計基準等に定める方法により会計処理し、変更による適用初年度の期首までの損益に係る累積的影響額を特別損益とする。

(2) リース適用指針第 81 項

会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額をリース投資資産の期首残高として計上する。当該リース投資資産に関して、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

(3) リース適用指針第 82 項

引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った上で、次の事項を開示する。

- ① リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高
- ② 未経過リース料期末残高相当額等
- ③ 当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
- ④ 利息相当額の算定方法

(4) リース適用指針第 83 項

(3)の定めは、リースを主たる事業としている企業は適用できない。リースを主たる事業としている企業が、(2)の定めを選択する場合、遡及適用を行った場合と(2)を適用した場合の税引前当期純損益の差額を注記する。

事務局の分析及び提案

7. 借手及び貸手について、現行のリース適用指針を定めたときの経過措置を改正リース会計基準等においても継続する場合、経過措置の対象となるリースのオフバランスを認めることとなり、借手のすべてのリースに資産及び負債を計上するという、このたびのリース会計基準等の改正の主たる目的が一部のリースについて達成されないこととなる。
8. しかしながら、これらの経過措置は、現行のリース適用指針を定めたときに認めることとした簡便的な取扱いであり、このたびのリース会計基準等の改正に伴い当該簡便的な取扱いを認めなくすることにより、これらの経過措置を適用してきたリースについては、コストが増加することが想定される。したがって、これらの経過措置も今回の改正基準におけるコスト増加への対応の一部として残すことが考えられるがどうか。
9. なお、現行のリース適用指針の経過措置は、2007 年改正の適用初年度開始前のリース取引について適用されるものであり、今後、対象となるリースは増加しない。また、現行のリース適用指針の適用から約 14 年が経過しており、これらの経過措置の対象となるリースの残高は年々減少している。

III. 文案イメージ

10. 検討を踏まえた改正リース会計基準における経過措置の文案イメージは次のとおりである。改正部分に下線又は取消線を付して示している。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

現行のリース適用指針の経過措置についての分析、提案及び文案イメージについて、ご意見を頂きたい。

以 上